

AFS コーポレートガバナンス・ガイドライン

イオンフィナンシャルサービス株式会社

第1章. 総則

第1条

(目的)

このガイドラインは、イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下、当社という。）および当社の連結子会社（以下、両者を合わせて、「当社グループ」という。）のコーポレートガバナンスを最良のものとするための基本的な仕組みを定めるものである。

第2条

(当社グループのコーポレートガバナンスの基本理念)

当社グループのコーポレートガバナンスの基本理念は次のとおりとする。

- (1) 当社の親会社であるイオン株式会社の基本理念（以下、「イオンの基本理念」という。）である、お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献することを永遠の指針とし、当社グループに浸透させること
- (2) 当社の経営理念のもとで、経営の基本方針を推し進め、グループ会社各社の自主・自律性を尊重すること

(当社の経営理念)

「金融サービスを通じ、お客さまの未来と信用を活かす生活応援企業」

(当社の経営の基本方針)

「お客さま第一」、「生活に密着した金融サービスの提供」、「社会の信頼と期待に応える」、「活力あふれる社内風土の確立」

- (3) 株主への利益還元、関係ステークホルダーとの相互利益および社会貢献のため、当社グループの全役職員が協力して、以下の取り組みを推し進めていくこと
 - (ア) 取締役会から各部署に至るまで、意思決定にあたっては、メリットのみならずデメリットやリスクも含めて十分に情報を集め、自由闊達な議論により利害得失を多角的に検討した上で、適正な手続きにより、法令等の社会規範に適合し、最適な決定をすること
 - (イ) お客さまの生活を豊かにするため、業務の効率化と事業の革新を追求し、グループシナジーの最大化により、継続的な成長を進めること
 - (ウ) 従業員については、公正な処遇や評価と能力発揮機会の適切な提供により、自ら考えて行動する人材を育成し、その能力の最大限の発揮を図ること
 - (エ) 事業を通じた社会貢献やサステイナブルな経営を推進すること

第2章. コーポレートガバナンスの体制

第3条

(コーポレートガバナンス体制の枠組み)

- (1) 当社は、第2条の基本理念に則った、コーポレートガバナンスを実現するための体制として、取締役会に複数の社外取締役を加え、過半数の社外監査役を置く監査役会を設置する。
- (2) 当社は、内部統制システムの整備に関する事項を総合的且つ専門的に協議し、取締役会への報告および提言を行うため内部統制推進委員会を設置し、コンプライアンス確保、リスク管理、内部監査等の態勢を整えて、業務の適正を確保する。

第4条

(取締役会の責務)

取締役会は次の責務を遂行する。

- (1) 株主に対する受託者責任として、収益力・資本効率等を高め、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を図ること
- (2) 第2条の基本理念に則り上記責務を遂行するため、適切なコーポレートガバナンス体制を構築すること
- (3) 多様な経験、能力、専門知識を有する複数の社外取締役を取締役に加えて構成し、業務執行および監督機能の実効性を高めること
- (4) 審議に必要な情報を十分に集め、社外取締役らを含めて自由闊達な議論により利害得失を多角的に検討した上で、適正な手続きにより、法令等の社会規範に合致し、当社グループにとって最適の意思決定を行うこと

第5条

(監査役および監査役会の責務)

監査役および監査役会は、当社グループが健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、社会的な信頼に応える良質な企業となるようにするため、次の責務を遂行する。

- (1) 株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の業務執行を監査すること
- (2) 必要に応じて、取締役および取締役会に意見表明を行うこと
- (3) 過半数の監査役を、多様な経験、能力、専門知識を有する複数の社外監査役とし、また、監査役の少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有する者とし、監査の実効性を高めること
- (4) 財務報告の信頼性を担保する重要な役割を担う会計監査人について、適切に選解任、評価および再任をすること

第6条

(役員候補者の選定および報酬の方針)

(1) 取締役候補者の選定

当社は、第4条の責務等の遂行を委ねることのできる取締役候補者の選任基準（社外取締役については、さらに独立性基準）を定め、この基準に照らして十分な能力と経験を備えた者を取締役候補者として選定する。

(2) 監査役候補者の選定

当社は、第5条の責務等の遂行を委ねることのできる監査役候補者の選任基準（社外監査役については、さらに独立性基準）を定め、この基準に照らして十分な能力と経験を備えた者を監査役候補者として選定する。

(3) 役員報酬

当社の社外取締役以外の取締役の報酬は、第4条第1号の責務等遂行の邁進を図るべく、固定報酬と業績連動報酬で構成する。

また、社外取締役、監査役および社外監査役の報酬は、独立性を確保するため、固定報酬とする。

第7条

(最高経営責任者等の後継者計画策定等)

当社は、当社の取締役会長、取締役社長および全社外取締役の合議により、当社の最高経営責任者等の後継者に求める資質を明確にするとともに、内部人材の育成および当社グループ外の人材を適時・適切に受け入れるための環境整備を図る。

また、その実施状況については、取締役会において適切に監督する。

第8条

(経営人材の育成と経営幹部への情報提供・サポート)

- (1) 当社は、当社グループの次世代経営人材の発掘、育成・配置計画にあたり、次世代経営人材開発委員会において、その人材の知見、能力、経験、適性等について審議する。
- (2) 当社は、当社グループの取締役、監査役等の役員に対し、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンスに関する情報提供を継続的に行う。また、重大な法令変更等については、弁護士等を招聘しての説明会を実施する。
- (3) 当社は、社外取締役に対し、就任時オリエンテーションとして、当社グループの営業現場を視察する機会を提供する。また、就任後においても、当社グループの事業に関して必要な情報を提供しサポートする。

第9条

(グループコンプライアンス方針)

当社は、当社グループにおいて、法令、社会規範、企業倫理を遵守し、公正で誠実な企業活動を遂行する企業風土を維持するため、グループコンプライアンス方針を定め、「法令等の厳格な遵守」、「社会からのゆるぎない信頼の確立」、「役職員個々の人格の尊重」、「適正な情報管理」、「お客さま第一」および「反社会的勢力等の排除」を徹底させる。

第10条

(内部通報制度)

当社は、当社グループにおいてコンプライアンスを徹底させるため、法令や内部ルールの違反行為等の内部通報についてグループの共通窓口や外部窓口等を設置して適切な対応を取る仕組みを定め、不正行為等の防止、早期発見および早期是正を図ることとする。

第11条

(利益相反取引等の管理体制)

当社は、当社と取締役との間の利益相反取引、競業取引等に関し、取締役会による承認を要することとするなどの管理体制を構築する。

第12条

(子会社の経営の適切な管理)

- (1) 当社は、当社子会社との間で経営管理契約を締結し、各子会社の重要な意思決定の当社への事前報告と承認により、その経営の適切性を確保して、当社グループ全体において、第2条のコーポレートガバナンスの基本理念に則った経営が行われ企業価値が向上するように図る。
- (2) 当社のほか、子会社を有する当社グループの各会社においても、子会社の経営に関して適切な指導・監督を実施し、また、その指導・監督にあたっては、その権限の根拠規定等を整備し、個々の指導・監督の目的および経過などを記録しておくこととする。

(3) 各子会社は、主体的に、成長を目指す経営計画などを策定し、着実に遂行する。

第13条

(取締役会の実効性評価)

当社は、適切な経営戦略を策定する機能および経営を適切に監督する機能の観点から、当社取締役会の実効性評価を定期的実施し、これらの評価を踏まえて取締役会における審議等の改善を継続的に行っていくこととする。

第3章. ステークホルダーとの関係

第14条

(株主の権利・平等性の確保)

当社は、株式の内容と数に応じて株主を平等に取り扱い、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるように努める。

第15条

(株主総会)

当社は、株主との建設的な対話の場としての株主総会の重要性を踏まえ、議案および事業報告の十分な説明と質問への丁寧な回答に努める。

第16条

(株主との対話の方針)

当社は、株主総会のほか、株主との建設的な対話を促進するため、以下の取組みを行う。

- (1) 説明会等を通じて株主との対話を充実させること
- (2) 株主の意見等について、取締役会および社内関係者間で共有し、これを真摯に受け止めて企業活動に適切に反映させるとともに、透明性のある経営を追求すること
- (3) 株主との対話全般を統括する担当取締役および担当部署を定め、適時適切な企業情報の開示および株主との対話を推進すること

第17条

(政策保有株式の保有に関する方針)

当社は、政策保有株式について、小売業発の金融機関としての取引関係の維持など、個別の取引状況や経済合理性を総合的に勘案して、保有意義があると認められる場合を除き、これを保有しないことを基本方針とする。

第18条

(重要情報の開示と管理に関する方針)

当社グループは、全てのステークホルダーとの信頼関係の構築と維持のため、適時・適切且つ公平に重要情報を開示する。

また、当社グループは、重要情報の適切な管理のため、その取扱い等の規程を整備する。

第19条

(資本政策および株主還元策)

- (1) 当社は、外部環境の変化等による各リスクを踏まえて、適正な資本の水準を決定し、その維持に努める。
- (2) 当社グループ各社は、それぞれの事業特性を踏まえた適正資本を維持し、且つ資本効率の向上に努める。
- (3) 当社は、株主還元について、株主の期待度を考慮した配当政策を安定的且つ持続的に実施する。
- (4) 当社は、資本調達が必要がある場合、取締役会において、資金使途や資本収益性等を十分に審議し、その実施にあたっては、株主に対して十分な説明を行う。

第20条

(サステナビリティ)

当社グループは、社会の持続的発展があつてこそ事業を展開できることを自覚して、環境保全や社会貢献の活動に取り組んでいくとともに、当社グループの事業が、国内外を問わず、社会に欠くべからざるインフラの一つとして位置づけられるものとなるように、お客さまの生活を応援する金融サービスを提供して、社会の信頼と期待に応えていくこととする。

第21条

(ダイバーシティとインクルージョン)

当社グループは、国籍、性別、年齢、家庭状況、障がいなどにとらわれることなく、多様な人材を受け入れ、積極的に活躍の場を与えてその能力発揮を図り、各社の活力を生み出していくこととする。

第4章. その他

第22条

(コーポレートガバナンス・コードの遵守)

当社は、前章までに規定するほか、コーポレートガバナンス・コードの諸原則を遵守するように努めることとする。

第23条

(改廃)

本ガイドラインの改廃は、取締役会の決議によるものとする。ただし、組織名称などの変更に伴う形式的な修正等は、取締役社長の決裁によるものとする。

以 上